

改正後	(適法漁獲等証明書の交付の申請等) 第二十四条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の一部を添付することができないことにつき農林水産大臣においてやむを得ない事由があると認めるときは、当該書類に相当する書類であつて農林水産大臣が適当と認めるものをもってこれに代えることができる。 4 6 (略) 7 証明書受領者は、適法漁獲等証明書を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。ただし、第五項の申請をした場合は、この限りでない。 8 (略) 25 (略) 2 4 (略) 5 第一項から第三項までの規定にかかわらず、第一項又は第三項に規定する書類を添付することができないことにつき農林水産大臣においてやむを得ない事由があると認めるときは、当該書類に相当する書類であつて農林水産大臣が適当と認めるものをもってこれに代えることができる。
改正前	(適法漁獲等証明書の交付の申請等) 第二十四条 (略) 2 (略) (新設) 3 5 (略) 6 証明書受領者は、適法漁獲等証明書を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りでない。 7 (略) 25 (略) 2 4 (略) (新設)